

所定疾患施設療養費の算定状況について

医療法人 医仁会

介護老人保健施設まほろば

厚生労働省大臣が定める基準に基づき、所定疾患施設療養費（Ⅱ）の算定状況を公表いたします。

令和3年度 所定疾患施設療養費（Ⅱ）算定状況（令和3年4月1日～令和4年3月31日）

病名	件数	日数	投薬・注射・検査など
肺炎	23	135	オゼックス、クラリス、レボフロキサシン、ファロム、ユナシンS、セフトリアキソンNa、セフメタゾール、採血、尿検査、胸部XP、胸部CT
尿路感染症	43	234	バクトラミン、セフカベンピボキシル、ホスミシン、セフメタゾールNa、尿検査、採血
带状疱疹	6	43	バルトレックス、ゾピラックス軟膏
蜂窩織炎	5	26	セフカベンピボキシル、クラビット、ケフラル、ダラシン、レスタミン軟膏

【算定条件】

1、所定疾患施設療養費（Ⅱ）については、肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に、1回に連続する10日間を限度とし、月1回に限り算定するものであるため、1月に連続しない1日を10回算定することは認められないものであること。

2、所定疾患施設療養費（Ⅱ）と緊急時施設療養費は同時に算定することはできないこと。

3、所定疾患施設療養費（Ⅱ）の対象となる入所者の状態は次の通りであること。

イ：肺炎

ロ：尿路感染症

ハ：带状疱疹

ニ：蜂窩織炎

4、肺炎及び尿路感染症については、検査を実施した場合のみ算定できるものであること。

5、算定する場合にあっては、診断名及び診断に至った根拠、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容を診療録に記載しておくこと。なお、近隣の医療機関と連携した場合であっても、同様に、医療機関で行われた検査、処置の実施内容について情報提供を受け、当該内容を診療録に記載しておくこと。

また、抗菌薬の使用に当たっては、薬剤耐性菌にも配慮するとともに、肺炎、尿路感染症及び、带状疱疹の検査・診断・治療に関するガイドライン等を参考にすること。

6、当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。公表に当たっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告すること。

7、当該介護保健施設サービスを行う介護老人保健施設の医師が感染症対策に関する内容（肺炎、尿路感染症、带状疱疹及び蜂窩織炎に関する標準的な検査・診断・治療等及び抗菌薬等の適正使用、薬剤耐性菌）を含む研修を受講していること。ただし、感染症対策に関する十分な経験を有する医師については、感染症対策に関する研修を受講した者とみなす。

